

受付印

令和 年 月 日

殿

所在地 (本番が異なる場合は本居 所在地を併記)	事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	(電話)		()
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	(ふりがな)	経理責任者 氏名	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名								

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の予定申告書
 連結事業年度分 特別法人事業税

事業税				道府県民税									
前事業年度の事業税額(83の金額)	8	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額(86の金額)	1	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割額(64× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	9	兆	十億	百万	千	円	予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	2					
付加価値割額(65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	10						この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	3					
資本割額(66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	11						この申告により納付 すべき法人税割額 2-3	4					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割額(67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	12	兆	十億	百万	千	円	均 等 割 額	5					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割額(68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	13	兆	十億	百万	千	円	円× $\frac{5}{12}$	6					
付加価値割額(69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	14						この申告により納付 すべき道府県民税額 4+6	7					
資本割額(70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	15						この申告の期間						
収入割額(71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	16						前事業年度又は前連結事業 年度の期間						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割額(72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	17	兆	十億	百万	千	円	通算親法人の事業年度 の期間						
資本割額(73× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	18						備考						
収入割額(74× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19						関与税理士 名						
特別業 法人税													
前事業年度の特別法人事業税額(88の金額)	20												
特別法人事業税額(20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21												
予 定 申 告 税 額 (9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)	22												
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	23												
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額(22-23)	24												
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	25												

第六号の三様式(その3)

(用紙日本産業規格A4・草色)

(第三条・第五条・第十条の二関係「別紙三十三」)

(電話)

事業年度又は 連結事業年度		・ ・		法人名
前事業年度の事業税額の明細				
摘要	課税標準	税率 (%)	税額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㉗	兆 十億 百万 千 円	税額	
所得割	所得金額 ㉘	兆 十億 百万 千 円	税額	
付加価値割	付加価値額総額 ㉙	兆 十億 百万 千 円	税額	
付加価値割	付加価値額 ㉚	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額 ㉜	兆 十億 百万 千 円	税額	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入割	収入金額総額 ㉝	兆 十億 百万 千 円	税額	
収入割	収入金額 ㉞	兆 十億 百万 千 円	税額	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㉟	兆 十億 百万 千 円	税額	
所得割	所得金額 ㊱	兆 十億 百万 千 円	税額	
付加価値割	付加価値額総額 ㊲	兆 十億 百万 千 円	税額	
付加価値割	付加価値額 ㊳	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額総額 ㊴	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額 ㊵	兆 十億 百万 千 円	税額	
収入割	収入金額総額 ㊶	兆 十億 百万 千 円	税額	
収入割	収入金額 ㊷	兆 十億 百万 千 円	税額	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
付加価値割	付加価値額総額 ㊸	兆 十億 百万 千 円	税額	
付加価値割	付加価値額 ㊹	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額総額 ㊺	兆 十億 百万 千 円	税額	
資本割	資本金等の額 ㊻	兆 十億 百万 千 円	税額	
収入割	収入金額総額 ㊼	兆 十億 百万 千 円	税額	
収入割	収入金額 ㊽	兆 十億 百万 千 円	税額	
合計事業税額 ㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹		兆 十億 百万 千 円	税額	
事業税の特定寄附金税額控除額		兆 十億 百万 千 円	税額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額		兆 十億 百万 千 円	税額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		兆 十億 百万 千 円	税額	
納付すべき事業税額 ㉟-㊱-㊲-㊳		兆 十億 百万 千 円	税額	
前事業年度の特別法人事業税額の明細				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 (75) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	75	0.00
同上に対する特別法人事業税額 (75) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	76	0.00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 (77) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	77	0.00
同上に対する特別法人事業税額 (77) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	78	0.00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 (79) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	79	0.00
同上に対する特別法人事業税額 (79) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	80	0.00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 (81) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	81	0.00
同上に対する特別法人事業税額 (81) × (/ 100)		兆 十億 百万 千 円	82	0.00
合計特別法人事業税額 (76)+(78)+(80)+(82)		兆 十億 百万 千 円	83	0.00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		兆 十億 百万 千 円	84	0.00
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		兆 十億 百万 千 円	85	0.00
納付すべき特別法人事業税額 83-84-85		兆 十億 百万 千 円	86	0.00
㉟の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
	所得割 ㉟	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㉟	兆 十億 百万 千 円
	資本割 ㉟	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㉟	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
	所得割 ㉟	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㉟	兆 十億 百万 千 円
	資本割 ㉟	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㉟	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業			
	付加価値割 ㉟	兆 十億 百万 千 円		
	資本割 ㉟	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㉟	兆 十億 百万 千 円